

# 人材力の活性化と交流・ネットワーク

# 人材力の活性化と交流・ネットワーク

## ●全体構想とプログラムの提示

### 「人材力活性化・連携交流室」の設置

コミュニティで活動している人をはじめ幅広い人材力の強化のための組織改正（H22. 4. 1 予定）

### 人材力活性化プログラム策定事業（22年度予算案:2,555千円）

～ あらゆる世代、あらゆる職種、あらゆる団体・グループを対象としたプログラムの策定  
NPO、大学、企業、地域団体等との連携のもと実施 ～

- ・現状の把握、課題の抽出のための調査
- ・人材力活性化プログラムの策定及び継続的な取組のための調査・研究

これに基づき各種施策を効果的に実施

#### 【個々の人材力の育成・強化】

- ・小中学生のまちづくり教育の推進  
（教員の教育技術研究団体との連携）
- ・大学・高校との連携  
（地域活動の実践を通じた教育・研究活動のネットワーク化）
- ・地域経営塾の拡充
- ・連続講座「地域力創造と地域おこしのヒント」の全国展開
- ・自治大学校、市町村アカデミー等による地域づくり担当自治体職員の育成・強化
- ・地域力創造セミナーの開催
- ・子ども農山漁村交流プロジェクトの推進 等

#### 【人材力の相互交流とネットワークの強化】

- ・「人材交流ひろば」の創設・開催
- ・移住・交流推進機構（JOIN）の活動活性化  
（移住・交流受入体制の支援・新ビジネスの創造）
- ・「地域に飛び出す公務員ネットワーク」の拡充と同趣旨団体との連携 等

#### 【人材力を補完するための支援】

- ・地域力創造アドバイザー制度の拡充（地域のニーズに応じて広く一般的に招へいできる制度へ）
- ・地域おこし協力隊、集落支援員の増強
- ・地域共創ビジネス支援事業  
（ふるさと財団）との連携
- ・地域人材力活性化事業（民間人・総務省職員）の継続 等

#### 【人材力と成功事例等の情報提供】

- ・地域力創造データバンク（地域人材ネット等）の拡充と積極的活用
- ・地方元気応援人材ネットワーク（内閣府）、地域振興情報ライブラリー（国土交通省）など各府省のデータベースとの連携 等

#### 【今後取り組んでいくべき施策】

NPO、企業等の主体的な取組との連携による地域人材力育成の広域的展開

#### 官民連携型人材育成普及実証研究事業

（22年度予算案:16,656千円）

- ・具体的事例に基づいて、NPO、大学、企業等とともに実証的研究

# 外部人材を活用するための三大ツール(「助っ人活用三種の神器」)

## ①地域おこし協力隊

- 地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。
- 隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。

### 財源手当

- ・上記の取組(隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費)を特別交付税の算定対象とする
- ・隊員1人あたり350万円(報償費等200万円)を上限

## ②集落支援員制度

- 地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。
- 集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。

### 財源手当

- ・上記の取組(集落支援員の活動、集落点検及び話し合いの実施に要する経費)を特別交付税の算定対象とする
- ・支援員1人あたり220万円を上限(地域おこし協力隊との均衡等を考慮した引き上げを検討中)

## ③アドバイザー(外部専門家)招へい事業

- 市町村が、地域力創造のための外部専門家(※地域人材ネット登録者)を年度内に延べ10日以上活用。 ※平成21年度122名登録 総務省HP公開

### 財源手当

- ・上記の取組(地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費(旅費、謝金(報償費))を特別交付税の算定対象とする(当面、連続した任意の3年間を対象とする)
- ・専門家活用区分、財政力指数に応じて一定額を上限  
(財政力指数が全国平均以下の市町村が民間専門家を活用する場合 初年度560万円を上限)

# 地域おこし協力隊の対象について

## 1 地域おこし協力隊員

- ① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者
  - ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表
  - ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下
  - ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者（※同一市町村内において移動した者や、委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者（既に住民票の移動が行われている者等）については、原則として含まない）
- ※ なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

## 2 地域協力活動

地方自治体等が実施・支援するものであって、地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとする。その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとする。

### 【地域協力活動の例】

- 農林水産業への従事等
- 水源保全・監視活動
  - ・水源地の整備・清掃活動等
- 環境保全活動
  - ・不法投棄パトロール、道路等の清掃等
- 住民の生活支援
  - ・見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等
- 地域おこしの支援
  - ・地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援等
  - ・都市との交流事業、教育交流事業実施の応援等
  - ・地場製品の販売その他地産地消の推進のための取り組みの応援等

# 地域おこし協力隊の推進に向けた財政措置について

## 1 財源手当額・対象経費

地方自治体が、「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合の財源手当については、平成21年度から、特別交付税措置を行う。

具体的には、概ね次に掲げる経費について、受入れ側地方自治体(都道府県・市町村)が負担した場合、地域おこし協力隊員1人あたり350万円(報償費等については200万円、その他の経費については150万円)を上限とする措置を行う。

### 【必要経費の例】

- 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費
  - ・都市部における募集・PR費
  - ・職員旅費
  - ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

- 地域おこし協力隊員の活動に要する経費
  - ・報償費等
  - ・住居、活動用車両の借上費
  - ・活動旅費等移動に要する経費
  - ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費 等

## 2 地域おこし協力隊員の地域要件

特別交付税による財源手当の対象とする地域おこし協力隊員の地域要件(「生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者」の具体的な対象範囲)については、地方自治体からの意見等を踏まえ以下のとおりとする。

**(1) 「3大都市圏」** 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部とする。

**(2) 「都市地域」** 次の「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村とする。

**(3) 「過疎、山村、離島、半島等の地域」** ①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。

- ①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)
- ②山村振興法
- ③離島振興法
- ④半島振興法
- ⑤奄美群島振興開発特別措置法
- ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法
- ⑦沖縄振興特別措置法

# 集落対策の推進について

過疎地域等における集落対策について（概要）  
（平成20年8月1日総行過第95号 総務省通知）

## 進め方等

### 1 集落支援員の設置

- ・ 市町村に「**集落支援員**」を設置。
- ・ 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。  
（行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい人材を活用）  
（地域の実情に応じ、当該市町村外の人材活用も可能）

集落支援員  
による支援

### 2 集落点検の実施

- ・ 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施（集落点検チェックシートを活用）

集落支援員  
による支援

### 3 集落のあり方についての話し合い

- ・ 住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進  
（「集落点検」の結果を活用）
- ・ 集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画、支援

集落支援員  
による支援

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

- 集落支援員の活動内容や、活動体制の検討
- 必要な集落支援員を確保・設置（設置例：非常勤の嘱託員として設置する、NPOへの集落支援員に相当する業務を委託する等）

- 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- 集落点検チェックシートの作成
- 集落点検の実施
- 点検結果の集約、住民への周知等

- 実施時期・回数・参加者などを検討
- 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援など

この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。

- ◎集落支援員の活動、集落点検、話し合いに要する経費への特別交付税措置（※）  
※過疎法・離島振興法・半島振興法・山村振興法等の指定市町村への限定なし。
- ◎集落点検や話し合いの結果を踏まえて実施する集落の維持・活性化対策について、今後地方財政措置を検討

# 財政措置について

## ○平成20年度の特別交付税措置

集落支援員の活動、集落点検及び話し合いに要する経費について、「特別交付税に関する省令」の本則に規定(3月分)

- |                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| ・専任の集落支援員の場合       | 集落支援員1人当たり 2,200千円 <sup>(※)</sup> |
| ・自治会長など他の業務との兼任の場合 | 集落支援員1人当たり 400千円 <sup>(※)</sup>   |

(※)調査した額が下回る場合、当該額

(なお、平成21年度分については、地域おこし協力隊との均衡等を考慮した引き上げを検討中)

# アドバイザー(外部専門家)招へい事業

～地域力創造のための外部専門家の活用に対する財源手当

## 【趣旨】

市町村が、地域力創造のための外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。

## 【概要】

- ◆外部専門家を年度内に延べ10日以上活用することに要する経費(旅費、謝金(報償費)。先進市町村職員を活用する場合は旅費のみ。)を特別交付税の算定対象とする。
- ◆1市町村当たり以下に示す額を上限額として、当面、連続した任意の3年間(1市町村につき1回に限る。)の財源手当とする。

外部専門家活用区分	財政力指数 全国平均	上限額 (千円)		
		初年度	第2年度	第3年度
1 民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050
2 先進市町村職員 (組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900
	平均超の市町村	1,200	750	450

(財政力指数全国平均:平成20年度(3カ年平均値)0.56)

## 地域人材ネット(データベース)

### 【趣旨】

地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を登録し、総務省ホームページで紹介

### 【概要】

- ◆民間専門家(84名)、先進市町村で活躍している職員(38名(組織を含む))を登録 (計122名)
- ◆総務省ホームページ内の紹介ページアドレス <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

# 地域力創造アドバイザー派遣事業(国の調査研究事業の一部、年間10ヶ所程度)

平成22年度予算案 62,139千円 (※地域人材ネット運営費等を含む)

## 【趣旨】

新たに地域活性化に取り組む市町村を募集により選考(平成21年度11市町村)し、以下の支援を実施する。

- ・ 「地域人材ネット」に登録された外部専門家を「地域力創造アドバイザー」として派遣
- ・ 新たに地域活性化に取り組む市町村から先進市町村への研修派遣

## 【概要】

- ◆総務省は、地域力創造アドバイザーの派遣等に係る旅費、謝金など地域力創造アドバイザー活用に係る経費で適正と認められるものについて、各団体の財政力指数等に応じ、上限額(最大700万円)の範囲内において支出する。
- ◆地域力創造アドバイザーの派遣は原則、単年度とする。

